

審査請求に係る却下裁決の状況

1 調査対象

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 6 号に該当するために、大阪府行政不服審査会に諮問を行わず却下裁決した審査請求

2 調査対象期間

平成 28 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

3 調査結果

	却下裁決の理由	件数
1	処分の取消し等により回復すべき法律上の利益が存在しないため	2
2	処分が存在しないため	2
3	補正命令に応じないため	2
4	行政不服審査法上の処分に該当しないため	1
	合 計	7

○行政不服審査法（抜粋）

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一一五 （略）

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七・八 （略）

2・3 （略）